

令和元年(行ウ)第275号, 第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 ほか47名


被告 国


準備書面(3)


令和3年1月22日


東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中


被告指定代理人

石井 広太郎 


井上 恵理子 

志村 直之 

林 智彦 

酒井 由美子 

井上 悠也 

田上 博道 

白井 貴之 

沼田博男



角銅進



小島由美子



## 目 次

第1	請求の趣旨に対する答弁	5
第2	請求の原因に対する認否	5
1	「第1 はじめに」について	5
2	「第2 当事者及び関係者」について	5
(1)	「1 原告ら」について	5
(2)	「2 被告（処分行政庁である経済産業大臣）」について	5
(3)	「3 新設発電所に関係する事業者」	5
3	「第3 新設発電所の建設計画に至る経緯」について	6
(1)	「1 建設予定地におけるこれまでの発電所の稼働経緯」について	6
(2)	「2 新設発電所計画と環境アセス手続の概要」について	6
4	「第4 石炭火力発電に対する対策の必要性」について	6
(1)	本文について	6
(2)	「1 深刻化する気候変動の影響」について	6
(3)	「2 CO <sub>2</sub> 排出実質ゼロに向けた国際的取組み」について	6
(4)	「3 温暖化と石炭火力発電」について	7
(5)	「4 日本政府の削減目標と石炭火力発電」について	7
(6)	「5 日本の石炭火力発電所設置・稼働に対する対策の現状」について	9
5	「第5 新設発電所によるCO <sub>2</sub> の排出と大気汚染」について	9
(1)	「1 新設発電所の稼働による温暖化」について	9
(2)	「2 新設発電所による大気汚染」について	10
6	「第6 本件確定通知の違法性」について	10
(1)	「1 環境アセスの目的・手続と、経済産業大臣が有する権限等」について	10
(2)	「2 環境影響評価手続の瑕疵と違法性」について	11

(3)	「3 瑕疵事由1～環境アセスの違法な簡略化」について	・・・	11
(4)	「4 瑕疵事由2～温室効果ガス対策に係る検討の誤り」について		13
(5)	「5 瑕疵事由3～大気汚染に係る検討の不十分さ」について	・・・	13
(6)	「6 瑕疵事由4～温排水に係る検討の不十分さ」及び「7 総括」について	・・・	14
7	「第7 確定通知の取消請求に関する訴訟要件」について	—————	14
8	「第8 結語」について	—————	14

被告は、本準備書面において、訴状記載の請求の趣旨に対する答弁を行い(後記第1)、請求の原因に対する認否を行う(後記第2)。

なお、略語については、本準備書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。

## **第1 請求の趣旨に対する答弁**

### **1 本案前の答弁**

- (1) 本件訴えを却下する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする

### **2 本案の答弁**

- (1) 本件請求を棄却する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする

## **第2 請求の原因に対する認否**

### **1 「第1 はじめに」について**

認否の限りでない。

### **2 「第2 当事者及び関係者」について**

#### **(1) 「1 原告ら」について**

争う。

#### **(2) 「2 被告(処分行政庁である経済産業大臣)」について**

認める。

#### **(3) 「3 新設発電所に関係する事業者」**

おおむね認める。

ただし、「同社は、2016年9月13日に新設発電所事業にかかる権利義務をJERAに譲渡し、JERAが手続きを承継した」とあるのは誤りであり、本件事業者が東京電力フュエル&パワー株式会社から本件事業に係る環境影響評価手続を引き継いだのは、同社からの権利義務の承継によるもの

ではなく、同社から本件事業自体を引き継いだことによるものである。

3 「第3 新設発電所の建設計画に至る経緯」について

(1) 「1 建設予定地におけるこれまでの発電所の稼働経緯」について  
認める。

(2) 「2 新設発電所計画と環境アセス手続の概要」について

ア 「(1) 環境アセス手続の概要」について  
認める。

イ 「(2) 本件評価書と確定通知」について  
認める。

4 「第4 石炭火力発電に対する対策の必要性」について

(1) 本文について

認否の限りでない。

(2) 「1 深刻化する気候変動の影響」について

ア 「(1) CO<sub>2</sub>濃度の上昇」について

掲記の内容が掲載の気象庁ホームページに記載があること、気象庁作成の気候変動監視レポート2017に図3の図が掲載されていることは認め、その余は不知。

イ 「(2) 気候変動による被害の現実化」について

第2ないし第4段落については、1. 5℃特別報告書及びAR5統合報告書に記載の限度で認め、その余は不知。

(3) 「2 CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた国際的取組み」について

ア 「(1) 気候変動に対する国際的取組みの始まりと、IPCCによる2℃(1. 5℃)の達成に向けた削減の経路」について  
おおむね認める。

イ 「(2) パリ協定における2℃(1. 5℃)目標の設定と排出実質ゼロへの道筋」について

(7) 第1段落について

認める。

(i) 第2段落について

パリ協定4条1項が「今世紀後半の早い時期に」、「(温室効果ガスの)排出を実質ゼロとする長期目標を定め」たとの点は争う。同協定4条1項は、温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを定めたものではない。

(ii) 第3段落について

不知。

**(4) 「3 温暖化と石炭火力発電」について**

ア 「(1) CO<sub>2</sub>排出実質ゼロの鍵を握る石炭火力発電」について

石炭火力発電所の発電方式に関する記載は認め、その余は否認する。

イ 「(2) 世界の潮流としての石炭火力発電所からの早期脱却」について

知らないし争う。

**(5) 「4 日本政府の削減目標と石炭火力発電」について**

ア 「(1) 日本のCO<sub>2</sub>排出量及び石炭火力発電からの排出量の推移」について

(7) 第1段落について

原告らが掲げる図6が環境省作成のものであるとの限度で認め、その余は知らないし否認する。なお、原告らは、「1990年以来、エネルギー転換部門からの排出が顕著に増加しているが(図6参照)、なかでも事業用電力からの排出が占める割合が増加している。」と主張するが、その主張の根拠が不明である(なお、図6の「エネルギー転換部門(製油所、発電所等)」は、電気事業者のほか、ガス事業者や熱供給事業者も含んでいる<sup>1)</sup>)。

---

1\* 環境省ホームページ参照 ([https://www.env.go.jp/earth/ondanka/suishin\\_g/03.pdf](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/suishin_g/03.pdf))

(イ) 第2段落について

「図6」とあるのを「図7-1」と、「図7参照」とあるのを「図7-2参照」とそれぞれ読み替えた上で、図7-1が資源エネルギー庁作成の「エネルギー白書2018」から引用されたものであるとの限度で認め、その余は知らないし否認する。原告らは、「発電所からのCO<sub>2</sub>排出量を燃料別で見ると、2016年度で石炭火力発電からの排出が過半を占めている。これは、石炭のCO<sub>2</sub>排出原単位（単位発電量あたりのCO<sub>2</sub>排出量）が大きいことによる。」と主張するが、少なくとも図7-1を見る限り、2016年度において、石炭火力発電所からのCO<sub>2</sub>排出量が発電所からのCO<sub>2</sub>排出量の過半を占めているとは認められない上、その点をおくとしても、それが「石炭のCO<sub>2</sub>排出原単位が大きいことによる」とする根拠が不明である。

イ 「(2) 日本政府のCO<sub>2</sub>削減目標」について

(ア) 第1段落について

第1文及び第3文は認める。第2文のうち、日本国政府が、平成28（2016）年に地球温暖化対策計画を策定し、その中で「長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。」との内容が含まれていること、平成27（2015）年に地球温暖化対策推進本部において「日本の約束草案」を決定したことは認め、その余は否認する。「日本の約束草案」の内容は、後記第3の1(2)のとおりであり（乙13）、原告らが指摘する「2050年までに温室効果ガスの排出を80パーセント削減するとの目標」は掲げられていない。

(イ) 第2段落について

経済産業省が平成27年7月に「長期エネルギー需給見通し」を策定し、そこに原告らの指摘する内容が含まれていたこと、後記第3の1(2)のとおり、「日本の約束草案」を国連気候変動枠組条約事務局に



提出したとの限度で認める。

(ウ) 第3段落について

第1文は、地球温暖化対策計画において2030年目標が定められたとの限度で認める。第2文は認める。

ウ 「(3) 2030年目標・2050年目標を前提としても石炭火力の新設はおおよそ認められないこと」について  
全体として争う。

(6) 「5 日本の石炭火力発電所設置・稼働に対する対策の現状」について

ア 「(1) 石炭火力発電に対する電気事業者らの対応」について

おおむね認める。

なお、「火力発電の2030年のCO<sub>2</sub>排出原単位0.37kg/kWh程度を目指すとしている」とあるのは、正しくは「全電源の2030年のCO<sub>2</sub>排出原単位0.37kg/kWh程度（使用端）を目指すとしている」である。

イ 「(2) 国がとるべき気候変動による被害防止のための措置」について

(ア) 第1段落及び第2段落について、認める。

(イ) 第3段落について、争う。

5 「第5 新設発電所によるCO<sub>2</sub>の排出と大気汚染」について

(1) 「1 新設発電所の稼働による温暖化」について

ア 第1段落について

本件発電所にCCS (Carbon dioxide Capture and Storage, 二酸化炭素回収貯留を指す。)が備えられていないこと、本件発電所の稼働により二酸化炭素が大気中に排出されることは認め、その余は否認する。

イ 第2段落について

本件評価書において、本件発電所のCO<sub>2</sub>排出量の予測が1年間に72

6万トンとされていることは認め、その余は争う。

ウ 第3段落について

おおむね認める。

エ 第4段落について

争う。

オ 第5段落及び第6段落について

認否の限りではない。

カ 第7段落について

争う。

(2) 「2 新設発電所による大気汚染」について

ア 「(1)」について

本件評価書において、本件発電所のばい煙に関する事項として、原告らが引用する表2が記載されていることは認め、その余は争う。

イ 「(2)」及び「(3)」について

知らないし争う。

6 「第6 本件確定通知の違法性」について

(1) 「1 環境アセスの目的・手続と、経済産業大臣が有する権限等」について

ア 「(1) 環境アセスの目的」について

「環境に大きな影響を与える事業」とあるのを「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業」と解した上で、おおむね認める。

イ 「(2) 発電所における環境影響評価」について

おおむね認める。

なお、火力発電所の設置が環境影響評価法の対象事業とされるのは、同法2条2項1号ホ（電気事業法38条に規定する事業用電気工作物であつ

て発電用のものの設置又は変更の工事の事業)及び同条2項2号イに該当することに基づく。

ウ 「(3) 第1種事業にあたる発電所に適用される環境アセスの具体的な流れ」について

アの第1段落の2文目に「配慮書について、環境大臣及び主務大臣は、環境保全の見地からの意見を述べるができる。」とあるのは、正しくは、「配慮書について、環境大臣は、主務大臣に対し、環境保全の見地からの意見を述べることができる。」(環境影響評価法3条の5参照)である。

アの第4段落に「環境影響評価法14条以下、電気事業法46条の9以下」とあるのは、正しくは「環境影響評価法21条以下電気事業法46条の15以下」である。

その余はおおむね認める。

エ 「(4) 経済産業大臣の関与と権限」について

(ア) 「ア」について

おおむね認める。

(イ) 「イ」及び「ウ」について

争う。

(2) 「2 環境影響評価手続の瑕疵と違法性」について

全体として争う。なお、原告らは、「拒否処分」とか、「東京地裁判平成23年6月9日」などを挙げているが、原告らが挙げる上記裁判例は空港設置許可処分の取消訴訟において、環境影響評価法33条1項との関係等が問題になった事案であり、原告らのいう「拒否処分」も環境影響評価法33条2項1号の定める「拒否処分」を指していると思われるところ、本件において、環境影響評価法33条は適用除外であることから、原告らの主張は当を得たものではない。

(3) 「3 瑕疵事由1～環境アセスの違法な簡略化」について

ア 「(1) 「改善リプレイス」を理由とする環境アセスの簡略化」について  
平成24年3月(平成25年3月改訂)、環境省が「火力発電所リプレイスに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(以下「合理化ガイドライン」という。)を制定したこと、合理化ガイドライン3ページにおいて、原告らが引用するとおり適用範囲が定められていること、本件事業の環境影響評価手続において合理化ガイドラインが適用されたことは認め、その余は否認する。

イ 「(2) そもそも「改善リプレイス」ではない」について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

不知。

(ウ) 第3段落について

「東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故後、東京電力は横須賀火力発電所の再稼働を目指した」とあるのは不知、その余は認める。

(エ) 第4段落について

否認ないし争う。

ウ 「(3) 温室効果ガスは大幅に増加する」について

(ア) 第1段落について

認める。

(イ) 第2段落について

否認する。

(ウ) 第3段落について

認める。

(エ) 第4段落について

争う。

エ 「(4) 環境アセスの簡略化は重大な瑕疵である」について  
争う。

**(4) 「4 瑕疵事由2～温室効果ガス対策に係る検討の誤り」について**

ア 「(1) 温室効果ガス対策に係る評価・検討の誤り」について

(ア) 第1段落ないし第3段落について

本件評価書に原告らが指摘する内容が記載されている限度で認め、その評価に関する記載は否認する。なお、原告らは、引用部分の本件評価書における該当ページは1194ページであるとしているが、正しくは1212ページである。

(イ) 第4段落について

争う。

イ 「(2) 燃料種についての検討の欠如」について

(ア) 「ア 燃料種についての検討を欠いていることの不合理性」について  
否認する。

(イ) 「イ 配慮書段階での燃料種の検討が必要であること」について  
否認ないし争う。

ウ 「(3) 結論」について

争う。

**(5) 「5 瑕疵事由3～大気汚染に係る検討の不十分さ」について**

ア 「(1) 燃料種の選択の誤り」について

第1文は否認する。

第2文以降については、評価に関する記載(「きわめて」、「大量に」、「劇的に」)は否認し、その余は認める。

イ 「(2) PM<sub>2.5</sub>及び光化学オキシダントについての評価の欠如」について

(ア) 第1段落について

第1文ないし第3文は認める。

第4文（「全国的にみても～」）は不知。

第5文（「PM2.5の生成・排出・拡散について～」）は否認する。

(4) 第2段落について

第1文ないし第3文（「全国的にも環境基準の～」）は認める。

第4文は否認ないし争う。

(6) 「6 瑕疵事由4～温排水に係る検討の不十分さ」及び「7 総括」について

争う。

7 「第7 確定通知の取消請求に関する訴訟要件」について

これまで主張したとおり、全体として争う。

8 「第8 結語」について

争う。

以上